

法人会ニエス 2021 5

江東ひがし

- ◎令和3年度
税制改正大綱…… 2、3
- ◎e-Tax・eLTAX
利用推進宣言……… 7



す み だ 北 齋 美 術 館 蔵

浮世絵

葛飾北斎

『相州箱根湖水』(そうしゅうはこねのこすい)

この図は、葛飾北斎筆の名所絵(浮世絵風景画)『富嶽三十六景』のうちの1枚。

箱根湖水とは神奈川県足柄下郡に位置する芦ノ湖のこと。ここは箱根八里の難所で「天下の嶮」の箱根を越えれば、旅人の心を慰める芦ノ湖が待っている。

富士をはさみ左の山は三国山、右の山は駒ヶ岳。波ひとつない静かな水をたたえる芦ノ湖。そのほとり、木々になかば隠れる箱根権現の社がひっそりと佇む。立ち込める霞は伝統的な画風の和絵のように様式化し、その間に立つ杉の木立も典型的で、風景の現実感を希薄にさせる。画中に人の気配もない静寂な風景は、北斎の心象世界であるかのような不思議さが漂う。

歌川広重の『東海道五十三次』の「箱根湖水図」とは違い、この箱根はとても大らかに描かれている。

葛飾北斎とは(風景版画の時代6)

北斎の風景画は、自己の造形理念に従うためか、歌川広重の風景画に比べると、景観のリアリティという点では一步を譲るが、「総州銚子」や『諸国瀧廻り』のなかの一部の図などを見ると、作画の根底には、対象の確かな写生があったということが確かめられる。

令和3年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業向けの法人税の軽減税率は2年延長、 固定資産税は据え置きなど

政府は、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例の適用期限の延長は実現され、固定資産税や産業競争力強化に係る措置などウィズコロナ・ポストコロナを意識した税制改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■デジタルトランスフォーメーション 投資促進税制の創設

青色申告法人が事業適応計画について産業競争力強化法の認定を受け、令和5年3月31日までに事業適応計画の実施のためのソフトウェア等の新設増設などをした場合に、取得価額の30%の特別償却が取得価額の3%の税額控除が認められます。なお税額控除は、グループ外の事業者とデータ連携する場合には5%に引き上げられません。

■研究開発税制の見直し

総額に係る税額控除制度については、税額控除率の下限を6%から2%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げられます。

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度のうち、基準年度に比較して売上が2%以上減少し、試験研究費が基準年度を超える場合に、控除税額について当期の法人税の

5%が上乘せされます。

■所得拡大税制の見直し

青色申告法人が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度に、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除できる制度となります。なお、教育訓練費の増加割合が20%以上の場合、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%まで税額控除が拡大されます。

中小企業向け所得拡大税制は、増加割合1.5%の判定を、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額での比較へと変更します。また、税額控除率25%になるか否かの判定についても、継続雇用者給与等支給額の比較から、雇用者給与等支給額で比較して増加割合が2.5%以上か否かの判定を行います。

■繰越欠損金の控除上限の特例の創設 青色申告法人が産業競争力強化

法の事業適応計画の認定を受け、事業適応計画に従って事業適応を実施する者の適用事業年度に、令和2年4月1日から令和3年4月1日を含む事業年に生じた欠損金がある場合には、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなります。

■株式を対価とするM&Aの促進

会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べることにします。

■カーボンニュートラルに向けた 投資促進税制の創設

青色申告法人が産業競争力強化法の中長期環境適応計画について認定を受け、令和6年3月31日までに、その計画に記載された中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を取得した場合に、取得価額の50%の特別償却、あるいは取得価額の5%の税額控除を選択適用できます。なお、

税額控除については、温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては10%に控除額が拡大されます。

■中小企業向け税制

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限は2年延長されます。

中小企業投資促進税制について、①不動産業、②物品賃貸業、③料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)を指定事業に加えて、適用期限が2年間延長されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税に関する特例措置

住宅ローン減税について13年間利用できる特例が、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合まで延長されることになりました。

住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても、住宅ローン減税の特例が利用できるようになります。ただし、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1000万円を超える年については、適用されません。

■同族会社が発行した社債の利子

同族会社が発行した社債の利子・償還金について、法人と特殊の関係のある個人及び親族が受け取る場合は、総合課税の対象となり累進税率が適用されません。令和3年4月1日以後に受け取るものから適用になります。

■短期退職手当等

退職手当のうち、勤続年数が5年以下である者が受けるもので、特定役員退職手当に該当しないものを短期退職手当等とし、収入金額から退職所得控除額を控除して300万円を超える部分には、退職所得の計算の際に2分の1とする措置を適用しないこととなります。令和4年分から適用されます。

■子育て助成の非課税

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成について、非課税とします。

消費税関係

■課税売上割合に準ずる割合の承認申請

課税売上割合に準ずる割合の承認申請について、課税期間の末日までに提出して、1ヶ月以内で承認を受けることで、提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合が利用できます。

■電気ガス供給施設利用権の範囲

調整対象固定資産である電気ガス供給施設利用権の範囲に、電気事業法の配電業者に対して電気供給施設を設けるために要する費用を負担して、電気供給施設を利用して電気の供給を受ける権利が加えられます。

■産後ケア事業は非課税

母子健康法の改正により創設される産後ケア事業は、社会福祉事業に類するものとして非課税となります。

■20万円以下の国際郵便による輸出

20万円以下の国際郵便で輸出をした場合に、輸出免税の適用を受けるためには、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控えの保存が必要となります。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

相続税・贈与税

■国際金融都市に向けた税制上の措置

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続・贈与により取得する国外財産には相続税又は贈与税を課さないこととします。

■住宅取得資金の贈与

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに契約した場合は、現行と同額で据え置かれます。

省エネ・バリアフリー住宅 消費税率10%	1,500万円
省エネ・バリアフリー住宅 消費税率8%以下	1,500万円
上記以外の住宅 消費税率10%	1,000万円
上記以外の住宅 消費税率8%以下	500万円

受贈者が贈与を受けた年の合計所得金額が1000万円以下の場合には、面積要件が緩和され40㎡以上となります。

■教育資金の一括贈与制度

教育資金の一括贈与について、贈与者死亡時に残額がある場合に、相続税の対象となります。ただし、受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は、相続税の対象となりません。なお、受贈者が孫・ひ孫の場合は2割加算の対象とされます。

■結婚・子育て資金の一括贈与制度

受贈者が孫・ひ孫の場合に2割加算の対象とします。受贈者の年齢制限は、20歳以上から18歳以上に引き下げられます。

その他

■税務関係書類の押印義務の見直し

納税者の押印が必要とされてきた税務関係書類について、基本的に押印不要となります。押印が必要なものは、①担保提供関係書類及び物納手続関係書類で、実印の押印と印鑑証明書の添付を求めている書類、②相続税及び贈与税の特例で、財産の分割協議に関する書類だけとなります。

■電磁的記録等による保存制度の見直し

承認制度を廃止して、正規の簿記の原則に従って記録されれば紙への印刷は不要で、電子データのまま保管することが可能となります。令和4年1月1日以後の関係帳簿から適用されます。

訂正等履歴要件及び相互関連性要件など、従来の要件を満たす優良な電磁的記録等の保存を行う旨の届出を提出することで、過少申告加算税が5%軽減されます。令和4年1月1日以後に申告期限が到来するものから適用されます。

■スキヤナ保存制度

承認制度を廃止して、要件が大幅に緩和されます。会計システムにおいて訂正削除履歴が残る場合は、タイムスタンプも不要となり、2ヶ月以内に入力することが求められます。書類への自署、相互けん制などの適正事務処理要件なども廃止されます。令和4年1月1日以後に保存する書類に適用されます。

■固定資産税

令和3年度は、固定資産税の評価替えの年となりますが、土地について、固定資産税の税額が増加する場合には、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。なお、評価額が下がった場合は、通常通り減額となります。コロナ禍への対応となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田聡一郎

TEL 03-153663-15958

FAX 03-153663-15449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

特大号

支部長さんご推薦の店④

パン屋 「ナカヤ」

東砂第3支部 小松支部長



小松支部長

平成27年7月号に掲載した東砂第三支部小松支部長が推薦するお店、パン屋の「ナカヤ」さんを再度訪問した。

取材後、中山隆社長が会長に、長男の栄一さんが社長に就任。平成29年に店内改装を行い、雰囲気ガラリと変わったことで今回2回目となる取材にご協力をいただいた。



焼きたてのパンがずらりと並ぶ店内

お店は改装しただけでなく、栄一さんが長年の修行の成果を発揮し、元パティシエの奥様とタッグを組み、次々と創作パンを生み出し、更なる人気店となっている。もちろん会長夫妻の力作、ナカヤの看板商品「あんぱん」も健在だ。



栄一社長と元パティシエの奥様

栄一さんのパンは、フランスパンやデニッシュ、フォカッチャなどの生地をベースにチーズやバターをふんだんに使い、季節の野菜やフルーツをトッピングした旬の素材を生かしたパンや、産地の違う

小麦を使い分け小麦の美味しさが楽しめるパンだ。

長年の常連さんは、あまりの変化に驚かれたようだが「あんぱん」や栄一さんの生み出す創作パンを楽しみに通っている。更に新規のお客さんも増え、遠方から来られる方も増えたという。

栄一さんの創作パンの一部をご紹介しますと、群馬県産の小麦を使用したフランスパン生地に自家製小倉あんと発酵バターを贅沢にサンドしたプチバケット「あんバター」は甘じょっぱさが癖になる人気No.1。更に博多かねふくの明太子をサンドした「めんたいバター」も好評。またコロンとした形のバケットに本格ソーセージを乗せ、更に粒マスタード、セロリの酢漬け、モッツアレラチーズがたっぷりかかった「ソルティードック」や、カマンベールチーズやグリーンとブラックのオリーブを乗せて焼き上げたフォカッチャも人気。またサラミとオリーブを練り込み表面にコーティングした「サラ

20cmぐらい長〜いパン
イベリコ豚巻き 292円



ワインと相性バツグン!
オリーブのフォカッチャ 259円

ローマイヤのソーセージを使用
ソルティードック 454円



人気No.1 発酵バターをサンド
あんバターとめんたいバター 各313円

甘系では、デニッシュ生地
にクリームチーズと蜂蜜のジ
ュレがトッピングされた「は
ちみつとクリームチーズ」や、
チョコ生地のだーナッツにた
っぷりのチョコレートでコー

チョコ好きにはたまらない!!
チョコチョコドーナッツ 248円



はちみつとクリームチーズ 367円
トッピングのホワイトチョコパールがカワイイ

ミとオリーブ」や薄く伸ばしたバケット生地をイベリコ豚のベーコンを巻いた「イベリコ豚巻き」はイベリコ豚の旨みがいじゅわ〜と生地に染み込み旨い。どれもワインやビールと共に頂きたくなる味だ。

大人のチョコパン
ショコラノワール 432円



さっぱりとした甘さ
オランジュ 302円



かのご1/4本(写真) 259円
1/2本 518円, 1本 1037円

テイキングし、サクサク食感のチョコをトッピングした「チョコチョコドーナツ」。蜜漬けのオレンジのスライスをカスタードと合わせたさっぱりとした甘さのデニッシュ「オランジュ」、北海道産の大納言・金時豆・うぐいす豆・大福豆を贅沢に巻いた「かのご」、カカオパウダーを生地

に練り込みベルギー産カカオ61%のチョコをゴロゴロ入れて焼き上げた黒い塊「シヨコラノワール」はずっしりと重く存在感のある大人のチョコパンだ。またサクサクのデニッシュ生地にマスカルドポーンチーズとフランボワーズ(木苺)ジャム・大粒の苺を乗せた「いちごデニッシュ」は中に隠されたチョコも嬉しく季節限定だが絶品。「メロンパン」と「チョコメロンパン」

白あん入りメロンパン 216円
ベリージャム入りチョコメロンパン 238円



季節限定
いちごのデニッシュ 367円

はそれぞれ白餡やベリージャムが入っているのも珍しい。時々「抹茶のメロンパン」もあるそう中で何が入っているのか気になる方は見つけたら是非お試しください。調理パンでは、サーモンとクリームチーズにしやしきしきオニオンの「サーモンとクリームチーズサンド」や、ほぐした鶏肉と細切り人参のマリネをフォカッチャに挟んだ「チキンとにんじんサンド」など見た目以上に具がたっぷり入っていて食べ応えがあり激ウマ。



サーモンとクリームチーズサンド 432円
チキンとにんじんサンド 410円

もちろん朝食に欠かせない食パンやバケット、クロワッサンは毎日食べても飽きのこない自信作とのこと。またクリスマス前の限定と

なるがドイツ菓子「シュトレン」は有名菓子店にも劣らない美味しさで、是非一度お試しください。その他、黄身の味が濃いブランド卵「頂」を贅沢に使ったとても濃厚な「ナカヤのプリン」は「あんぱん」と並ぶ昔からのヒット作だ。



ロングセラー「ナカヤのプリン」
卵の濃さがちがいます 292円

栄一さんは「最後のひと口まで旨い!!と皆様に喜んでいただけるパンを日々研究しています。また、楽しみながらパンを選んでいただけるように並べ方も工夫しました。皆様のお越しをお待ちしております」とのこと。店頭のを運んでくれる黄色いノボリと会長ご夫妻の「お客様の有り難味を痛感。お客様は神様だ」のお言葉は、

これからお店の中心となる栄一さんご夫妻にもしっかりと受け継がれ、益々のご活躍が期待される「ナカヤ」さんだ。



お馴染みの黄色いノボリが目印

前回「ナカヤ」さんのご紹介記事は当会HP会員情報より広報紙第4377号をご覧ください

住所・東砂6-20-8

電話・3644-3573

時間・7時~18時30分

日曜・祭日は18時迄

休業日・火曜日・水曜日



2021年度税務職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 2021（令和3）年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者（2018（平成30）年4月1日以降に卒業した者が該当する。）及び2022（令和4）年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込手続

1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。



2 受付期間

令和3年6月21日（月）9時から令和3年6月30日（水）[受信有効]まで

3 受験案内交付期間

令和3年5月7日（金）から令和3年6月30日（水）まで
9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 受験案内交付場所

東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

（注） 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。



◇ 試験日

第1次試験 令和3年9月5日（日）

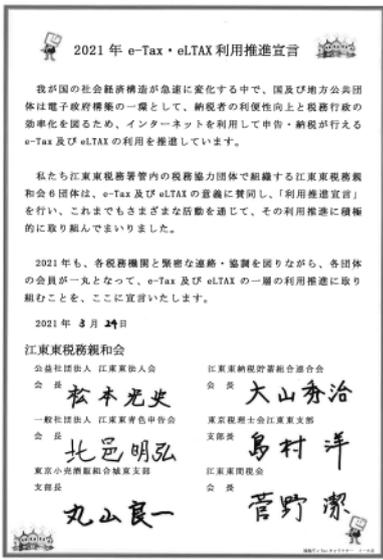
第2次試験 令和3年10月13日（水）から令和3年10月22日（金）までのうち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2169



「2021年e-Tax・eLTAX 利用推進宣言」を行う



交付された宣言文

去る3月24日(水)アンフエリ
シオンにおいて、2021年
e-Tax・eLTAX利用
推進宣言が、江東東税務親和
会主催により行われた。

江東東税務親和会を構成す
る公益社団法人江東東法人会、
江東東納税貯蓄組合連合会、
一般社団法人江東東青色申告
会、東京税理士会江東東支部、
東京小売酒販組合城東支部、
江東東間税会を代表して、江
東東税務親和会松本会長(当
会会長)が宣言文を読み上げ、
江東東税務署の船木英人署長、
東京都江東都税事務所の中田
有紀所長、江東区の山崎孝明
区長にそれぞれ宣言文を交付



宣言文を手に記念撮影

した。
主催者挨拶で松本会長が、
国税当局、地方税当局が組織
を挙げて推進しているe-T
ax及びeLTAXの利用推
進に努めると話された。
その後、3名のご来賓から
挨拶を頂いた。次に、ご来賓
紹介を行い宣言式を終了した。

第10回 通常総会

開催日 6月8日(火)
時間 午後3時30分
会場 アンフエリシオン
第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
第2号議案 令和2年度決算報告承認の件
第3号議案 役員改選(案)承認の件
報告事項1 令和3年度事業計画
報告事項2 令和3年度収支予算
臨時理事会
お願い 同封の委任状ハガキをご出欠にかかわらずご署名・ご捺印の上、ご投函くださいますようお願い申し上げます。
なお、懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

町の美化に是非、ご協力を!

第43回「まちをきれいに」の実施ご案内

実施日時 5月15日(土) 午前9時30分～同11時30分
(受付時)
※雨天の場合は中止
清掃場所 大島地区
都営新宿線「西大島駅」を中心に
明治通り、新高橋通り一帯
江東区総合区民センター
元タイエー側
集合場所 江東区総合区民センター
お願い 新型コロナウイルス感染症防止の為にマスク着用にご協力ください。
(法人会ジャンパー、軍手等貸与)
お問合せ 江東東法人会事務局まで
電話 031368412303



今年で古希
を迎えたが四
十数年以前か
ら、中学生時
代の仲間達10
人位と月一で飲み会を続けて
おりました。場所は同級生の
ご自宅で、ご夫人より料理の
おもてなしを受けておりまし
たがご負担が掛かるので近年
よりは、同級生の女子の居酒屋
で行っております。又ゴル
フも定期的に行っております
が、泊りがけでゴルフ旅行を
熱海で行い、終了後は、芸者
衆を上げての宴会で大いに盛
り上がった旅行となりました。
ゴルフ旅行を恒例化したいと
いう事で2年後には北海道で
一泊2プレイと強行でしたが
楽しい旅行となりました。次
回は川奈ホテル、軽井沢プリ
ンスホテル、福島ハワイアン
ズかと候補地選びで盛り上が
っておりますが、新型コロナ
ウイルスの蔓延で全てが中
断となり仕事も生活様式も全
てが変わってしまいました。
今年も創意工夫と我慢の年にな
りそうですね。

(芳)

部会総会のご案内

税務研究部会第50回通常総会を4月16日(金)に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

総会中止に伴い、総会議案の承認にしまして、書面にて税務研究部会会員の方へ令和2年度事業報告、決算報告、令和3年度事業計画(案)、収支予算(案)、役員改選をご精査いただき、全ての議案にご承認をいただきました。

今後、各部会の総会が次のとおり開催予定となっておりますが、開催につきましては各部会総会ご案内書、もしくは当会HPをご確認ください。

◎女性部会第54回通常総会
開催日時 5月20日(木)
午後2時

◎青年部会第50回通常総会
開催日時 5月21日(金)
午後5時

◎源泉部会第47回通常総会
開催日時 5月28日(金)
午後3時30分

都税だより

5月は自動車税種別割の納期、自動車税種別割は毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

令和3年度の自動車税(種別割)納税通知書は5月6日(木)に発送します。5月31日(月)までにお納め下さい。

東京都の自動車税種別割は、ペイジー対応のATM、パソコン・スマートフォン等からインターネット(モバイル)バンキングやクレジットカードでも納付できます。

さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター
03-3352514066



行事予定

下記行事は新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止となる場合があります。開催につきまして当会ホームページでご確認いただくか、法人会事務局までお問合せください。

5月

11日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
15日(土)	第43回社会貢献活動「まちをきれいに」	午前9時30分	大島地区
18日(火)	新設法人説明会	午後3時	汪東東税務署
20日(木)	女性部会第54回通常総会	午後2時	法人会館
21日(金)	青年部会第50回通常総会	午後5時	法人会館
28日(金)	源泉部会第47回通常総会	午後3時30分	法人会館

6月

8日(火)	第10回 通常総会	午後3時30分	アンフェリション
10日(木)	決算法人説明会	午後2時	汪東東税務署
15日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館
18日(金)	源泉部会 研修会 内容 「年末調整ソフトの概要等」(仮) 講師 国税庁 担当官	午前10時	カメラプラザ

7月

1日(木)	決算法人説明会	午後2時	カメラプラザ
13日(火)	無料記帳指導・税務相談	午前10時	法人会館

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは事務局まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,309社 法人会員数 1,446社 加入率 33.56% (令和3年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>